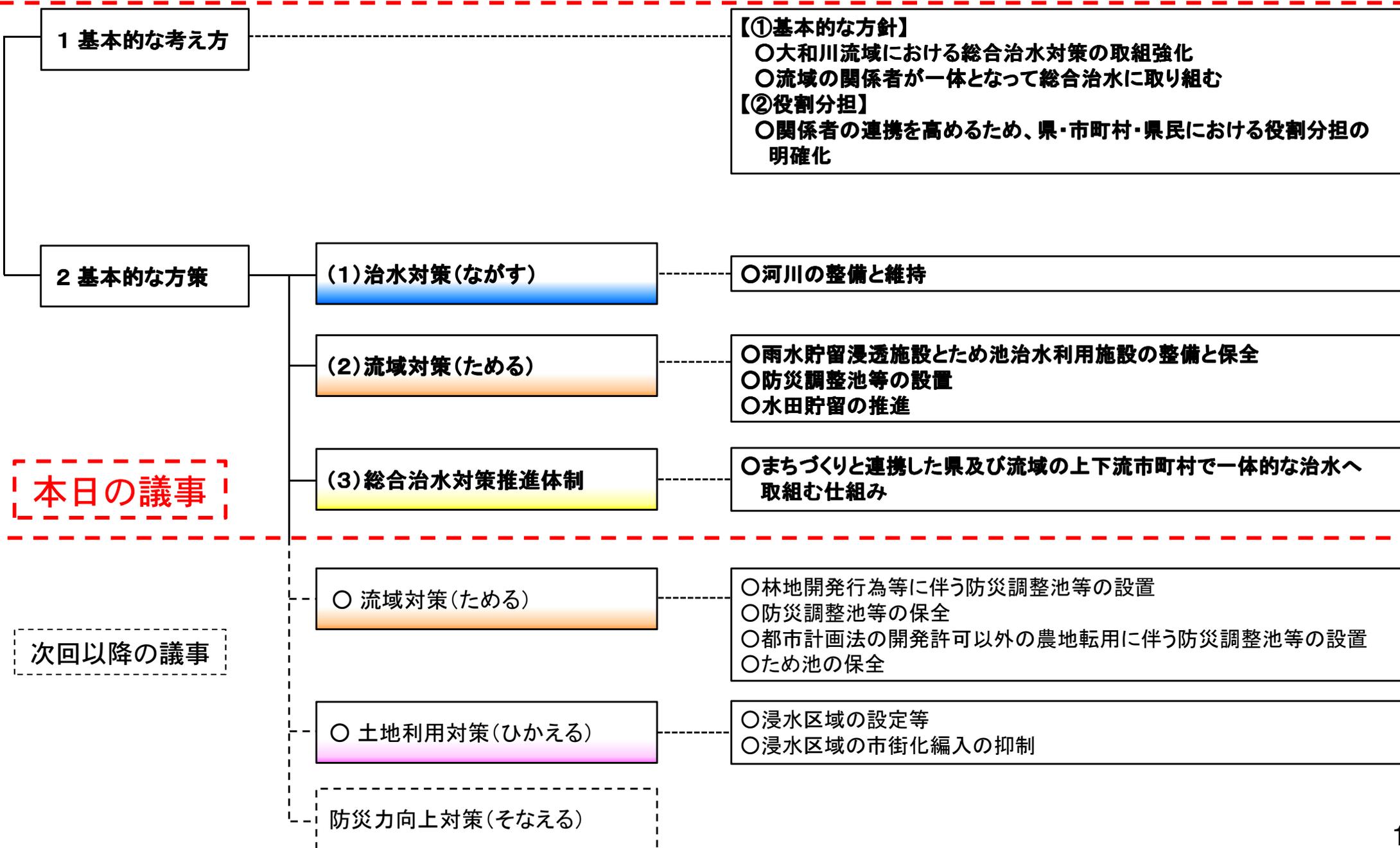


# ■ 条例の基本的な考え方



## ◎ 条例の体系



# 1 基本的な考え方



## ① 基本的な方針

- 大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図るため、総合治水の基本的な方針、県、市町村などの関係機関、県民の責務並びに県が行う施策の基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。
- 降雨による河川の氾濫や内水による浸水を抑制し、浸水被害の軽減及び拡大を防止するため、国、県、市町村及び県民が相互に連携を図りながら、総合治水に関する施策の推進を目指す。
- 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造、歴史及び文化への配慮及び景観との調和に留意していくことが必要。

### 【目的】

- 大和川流域における総合治水対策の体系化と新たな課題解決に向けた取組強化
- 流域の関係者が一体となり総合治水対策に取り組む
- 総合治水対策への取組状況の見える化

### 【必要性】

- 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化や昨今の気象状況等の変化により新たな課題が発生しており、これまでの総合治水対策の取組の成果や経験を活かして、大和川流域における総合治水に関する取組の強化が必要
- 総合治水は、関係者の取組によって継続的な安全性の確保が可能となるものであり、流域の関係者による一体的な取組が不可欠

### ○ポイント：『大和川流域における総合治水対策の体系化と新たな課題解決に向けた取組強化』

- ① これまでの「治水対策」や「流域対策」の取組の経験を活かし、「流域対策」を強化するとともに、「土地利用対策」を新たに加え、河川・農林を一つにまとめた大和川流域における総合治水対策の体系を構築
- ② 大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の役割を規定
- ③ まちづくりと連携した上下流市町村の一体的な取組の仕組みづくり

### 《取組の主なポイント》

#### ○「流域対策」の強化

- ・ 小規模開発の増加に対する防災調整池の設置制度の強化
- ・ 水田貯留の推進
- ・ ため池の減少に対するため池の保全制度

#### ○「土地利用対策」の新たな取組

- ・ 浸水の恐れのある区域における土地利用の規制

## ◎ 他法令との関連性

- 安全で安心なまちづくりに資すると考えられる他の条例の趣旨や目的等について整理。
- 本条例は、浸水被害の軽減及び拡大を防止することを目的としたまちづくりを目指すものである。

### ○奈良県地域防災活動推進条例（平成26年3月28日公布）

#### <趣旨>

県民、自主防災組織及び事業者による地域における防災活動を推進することにより、地域における防災力の向上を図り、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現する

### ○奈良県道路の整備に関する条例（平成25年3月27日公布）

#### <趣旨>

奈良県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を図るため、道路法について県が行う整備に関し、基本方針、これに基づく施策についての基本的な計画の策定等その基本となる事項を定めるとともに、移動等円滑化法に基づき、県道の構造の技術的基準等を定め、もって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民が安全に暮らせる県土の形成に寄与することを目的とする。

### ○奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例（平成20年7月11日公布）

#### <趣旨>

県民の生活の平穩を害するような犯罪により被害を受けることのないように、自主防災意識の高揚を図ることを旨として、推進しなければならない。

### ○ため池の保全に関する条例（昭和29年9月24日公布）

#### <趣旨>

ため池の破損、決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の管理に関し必要な事項を定める



## ◎ 役割分担

- 県は、総合治水に関し、総合的・計画的な施策を推進するものとする。
- 県は、施策の実施にあたり、国、市町村及び県民と連携し、効果的・効率的に実施するものとする。
- 県民は、一人ひとりが雨水の河川等への流出抑制に努めるものとする。
- 県民は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【目的】

- 大和川流域内の関係者における役割を明確にし、関係者の連携を高める

### 【必要性】

- 浸水被害の軽減及び拡大の抑制には、流域における関係者の取組によって可能となるものであり、行政や県民による総合的な取組が不可欠である。そのため、総合治水に関する関係者明確にする必要があると考える。

## ◎ 他法令との関連性

○地方自治法（第2条第2項）への抵触

- 県条例に、市町村への義務付け規定を盛り込むことは、次の理由により、地方自治法に反しできない。
  - ア 平成12年の地方分権改革の基本理念として、都道府県と市町村の関係は従来の上下関係から対等・協力の関係とされたこと。よって、市町村への義務付け規定は、この理念に反する。
  - イ 平成12年施行の地方自治法の改正で、都道府県が市町村に関与するには法律に基づく必要があると規定されたが（地方自治法第245条の2）、県が条例で、ある分野の施策の実施に関して市町村へ義務を課すことは当該関与に当たる。
  - ウ さらに、施策策定・実施義務といった具体的な事務の遂行を条例で規定した場合には、同じく、平成12年施行の地方自治法の改正で、市町村の事務は自ら定める自治事務のほかには、法律に基づく事務と規定され（地方自治法第2条第2項）、県の条例では市町村の事務を創設できないこと。

# 【参考事例】 役割分担に関すること

## 総合治水条例／兵庫県

平成24年4月1日公布

### 【趣旨】 県、市町、県民の責務

## 流域治水の推進に関する条例／滋賀県

平成26年3月31日公布

### 【趣旨】 県、県民、事業者の責務

## 総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

平成21年3月24日公布

### 【趣旨】 市、市民、事業者の責務

<p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、前条各項に定める総合治水の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。</p> <p>2 県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとする。</p> <p>3 県は、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、総合治水対策を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、広報活動その他の活動を通じ、総合治水対策の必要性について、市民及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。</p>
<p>(市町の責務)</p> <p>第4条 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。</p>		
<p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるものとする。</p> <p>2 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、総合治水対策についての理解と関心を深め、地域における総合治水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。</p>
	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に総合治水対策の推進に努めるとともに、本市が実施する総合治水対策に関する施策に協力しなければならない。</p>